

別紙 1

対馬市公用車 E Vカーシェアリング事業業務仕様書

1 業務名

対馬市公用車 E Vカーシェアリング事業（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

対馬市（以下「発注者」という。）では、地域の再生可能エネルギーを活用した E V（電気自動車）等の公用車を導入するとともに、カーポート型太陽光発電設備等を導入する。これにより、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、災害時のエネルギーセキュリティを向上させ、かつ、公用車として使用しない休日は市民、観光客及び周辺事業者等へ貸し出すことで、市民や事業者のゼロカーボン・ドライブの実現へ繋げる。

本事業では脱炭素の取組をきっかけに、デジタル技術を活用した効率的な行政経営、地元経済・雇用への好循環の創出、公民連携による地域課題を解決することを目的とする。

3 業務期間

E V充電設備等借上

令和 7 年 3 月（予定）から令和 17 年 12 月 31 日（予定）までとする。

E V自動車借上料

令和 7 年 3 月（予定）から令和 12 年 12 月 31 日（予定）までとする。

充電器及び V2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備設置工事の実施後に順次、充電器及び V2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備については 10 年間（120 箇月）、車両については 5 年間（60 箇月）の賃貸借を開始するものとする。

なお、賃貸借を開始する時期は可能な限り早期を目指すこととする。

4 実施場所

対馬市指定場所（別紙、「位置図」のとおり）

5 業務内容

(1) 車両及び充電器調達並びにリースに関する業務

ア 車両は電気自動車と普通自動車と軽乗用車各1台とする。

※電気自動車とは、外部電源からの電力供給によって二次電池（蓄電池）に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車を指し、プラグインハイブリット車は除く。

イ 調達に当たっては可能な限り「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV）」を活用すること

なお、各仕様については以下のとおりとする。

1	種別	軽乗用自動車	普通自動車
2	台数	1台	1台
3	車種	電気自動車	電気自動車
4	駆動方式	2WD又は4WD	2WD又は4WD
5	乗車定員	4人	4人以上
6	変速装置	A T限定免許対応車	A T限定免許対応車
7	初年度登録(検査)年月	新規登録(新車または中古車) なお各車両の賃貸借開始の日から2年前までの間に登録された車両も可能とするが、その場合は修復歴が無く外装に目立った傷のないもの。	
8	走行距離	納車所要距離程度 なお、各車両の賃貸借開始の日から2年前までの間に登録された車両を調達する場合は20,000km以下も可能とする。	
9	充電方式	普通充電・急速充電機能	
10	一充電総行距離(WLTCモード)	150km以上	300km以上
11	総電力量(カタログ値)	20kWh以上	40kWh以上
12	外部給電	V2H及びV2Lに接続可能	

13	塗装色	提案は自由とするが、発注者と協議のうえ決定する
14	ドライブレコーダー	常時録画タイプ 前後方録画可能 モニターなし 200万画素以上 SDカード対応可能 最大メモリ容量64GB以上 VLCメディアプレイヤーで再生可能なもの 車内で録画内容を視聴できない仕様のもの
15	バックモニター	ビルトインタイプ
16	フロアマット	1台分
17	カーナビゲーションシステム	一式
18	鍵又はスマートキー	2個以上

ウ 充電器

1	台数	1台
2	充電出力	6kw以上
3	設置方法	スタンド方式

エ V2H

1	台数	1台
2	充電出力	6kw未満
3	AC出力電力	6kVA未満
4	停電時AC出力電力	6kVA未満
5	塩害地設置	○

(2) カーシェアリング事業の運営に関する業務

ア 原則、平日は対馬市の公用車として、「対馬市の休日定める条例」（平成16年3月1日条例第2号）に規定する市の休日は市民等が利用可能なカーシェアリング事業を実施することを想定しているが、公用車

として使用する予定のない平日の時間帯の事業運営は提案に委ねる。また、発注者と十分に協議のうえ運営方法を定めること。

イ カーシェアリング事業を実施するのは軽乗用自動車1台、普通自動車1台の計2台とする。なお、実施場所は、別紙「位置図」のとおりとする。

ウ カーシェアリング利用者の事故及びトラブル等の問合せに対応し、24時間対応すること。（カスタマーセンターなど）

エ カーシェアリング事業の普及啓発を行い、市民、観光客及び周辺事業者等に向けた利用促進の実施により、稼働率の向上に努めること。

オ 利用状況のデータを収集し、総利用回数、日時別利用回数、利用時間、走行距離、1回利用あたりの平均走行距離、利用者の属性等について分析し、発注者へ提供すること。

カ カーシェアリング事業により生じた利益の取扱いについては提案に委ねる。

(3) カーシェアリング事業のシステム構築及び運用に関する業務

ア 車両の施錠及び開錠、WEB やアプリによる予約管理、利用者情報管理、利用料金精算等、カーシェアリング事業実施のために必要な機能を備えたシステムの構築及び運用をすること。

イ 決済方法はキャッシュレス決済に対応可能とすること。

(4) 車両のメンテナンスに関する業務

ア 車両には次に掲げるメンテナンスを最低限付帯すること。

(ア) 定期点検（6箇月毎）

(イ) 法定点検

(ウ) 車検整備

(エ) 故障修理

(オ) タイヤ交換（必要に応じて実施。パンク修理含む。）

(カ) 消耗品交換及び補充

(キ) その他安全走行に必要な点検及び修理

イ 受注者は次に掲げる費用を負担すること。

(ア) 上記のメンテナンスに要する費用

(イ) 自動車税

(ウ) 自動車重量税

(エ) 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

(オ) 登録諸費用

ウ 受注者は、車両の故障や事故などの不測のトラブルが発生した際、迅速に対応すること。

(5) 充電器及び V2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備の設置工事に関する業務

ア 受注者は、施設管理者の立会いのもと現地調査を行い、スケジュール調整を行った上で設置すること。なお、設置場所は、別紙「位置図」のとおりとする。

イ 高圧受変電設備変更にあたり、既存の電気負荷の使用を考慮した設備容量とすること。

【参考】現在の電気受電契約

契約種別 業務用電力 A

契約電力 224kW

エ 各設備の設置工事にあたり、騒音、振動及び粉じん等の環境対策を行い、庁舎の利用に配慮した時間帯及び日程で行うこと。

オ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合は対策を施すこと。

カ カーポート型太陽光発電設備は、JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

キ 災害対策として、対馬市役所厳原庁舎 4 階の防災対策担当部署へ停電時に使用できる非常用コンセント及び照明を設置すること。

(6) 充電器及び V2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務

ア 設備設置後から賃貸借期間終了までの間、正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

イ 原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について施設管理者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因及び措置内容等）を発注者に書面で報告すること。

ウ 設備設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な保険に加入し、設備の契約内容不適合や、設備に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。

エ 受注者は設備の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに差し替える内容を届け出ること。

(7) エネルギーマネジメントに関する業務

エネルギーマネジメントシステムの構築及び運用により、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー由来の電力供給が効率的に行えるようにすること。

(8) カーシェアリング事業実施場所の環境整備に関する業務

誘導サインの設置や路面標示等、カーシェアリングの視認性を高めるための整備を発注者と協議のうえ行うこと。ただし、事業期間終了時に原状復帰すること（充電器及びV2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備を除く。）

(9) 各種関係手続

業務を行うにつき国庫補助金等を活用することで、本市の財政負担の削減に努めること。国庫補助金等及び各種法令の規定に基づく届出等を要する場合は、受注者が申請手続きを行うこと。

6 打合せ

発注者と受注者は、適宜打合せを行うものとし、受注者は必要に応じて業務の改善提案を行うものとする。

7 業務体制

受注者は、業務遂行に必要な知見とノウハウを有する者を本業務の従事者に設定し、発注者からの問合せに応えられる体制をとるものとする。

8 物件の受領

(1) 受注者は、物件を発注者が指定する期日までに納入しなければならない。

- (2) 発注者は、物件を検査のうえ受領するものとし、受注者が必要とするときは、物件受領書を交付するものとする。
- (3) 受注者は、納入した物件の全部又は一部が前項の規定による検査に合格しないときは、発注者の指定する日までにその物品の補正又は取替えをしなければならない。

9 契約不適合責任

- (1) 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、物件の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) (1)の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次のア～エのいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

ウ 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ ウに掲げる場合のほか、発注者がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

10 物件の無償譲渡

- (1) 対馬市賃貸借契約約款第 19 条にかかわらず、本契約の賃貸借期間が満了し、かつ、発注者が本契約に基づく受注者に対する債務をすべて履行した場合、電気自動車を除くすべての設備については、物件の所有権を無償で発注者に譲渡するものとする。
- (2) (1)の譲渡にかかる物件の引き渡しは、賃貸借期間満了日の翌日をもって設置場所において現状有姿のまま行われるものとする。

11 履行確認

- (1) 受注者は、全ての工事及び賃貸借物品の調達完了後、速やかに作業完了届及び完了に伴う書類を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、本仕様書のとおり業務を実施したことを発注者に確認を受けること。
- (3) 履行確認により瑕疵があることが判明した場合は、受注者の責任と負担で賃貸借開始日までにこれを是正し、是正報告を行うこと。

12 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

13 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が、仕様等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

14 仕様書等又は業務に関する指示の変更

発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

15 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。業務を一時中止した

場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

16 履行期間の変更方法

- (1) 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- (2) 協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

17 損害賠償

- (1) 業務を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (2) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。賠償額のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) 業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

18 支払方法

事業者から適法な請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。なお、支払時期及び回数については、発注者と受注者とが協議して定める。

19 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。